

東芝マテリアルからの報告の概要
(10月12日12時22分までに受けたもの)

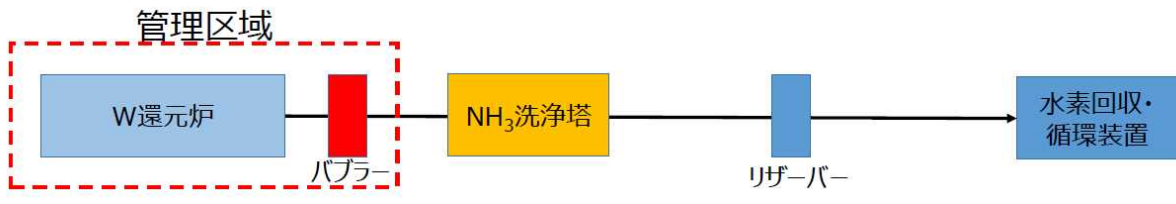
○東芝マテリアルは、同社に隣接する株式会社東芝横浜事業所（以下、東芝横浜事業所という。）の構内（非管理区域）に保管されている廃材※から放射線を検出（廃材外表面の放射線量率：最大 $1.8\mu\text{Sv/h}$ 、廃材の外表面の汚染密度：最大 6.7E-1Bq/cm^2 ）し、核種分析したところ、トリウム由来の放射性物質であることが判明した。

○調査の結果、同社が使用するトリウム（核燃料物質）が管理区域外に漏えいした可能性を否定できないとし、本日（10月12日）12時22分、同社は核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10第7号（核燃料物質が管理区域外に漏えいしたとき）に該当することから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象に該当すると判断した。

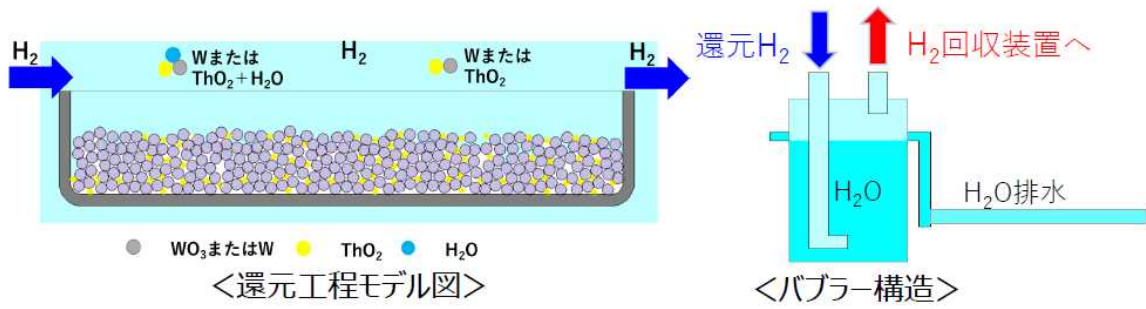
○なお、当該廃材は東芝横浜事業所の建屋内で特定の区域を設定し、シートで覆って保管し、施錠管理により人の立入制限をしている。

※当該廃材は、東芝横浜事業所が非管理区域に設置・管理している水素回収・循環装置を平成26年3月に更新した際に発生したもの。また、この水素回収・循環装置はトリウム含有タングステンの製造ライン（東芝マテリアル所有、管理区域内に設置）に直結されていた。

以上



トリウム含有タングステンの製造ライン



W還元炉及びバブラーの概念図



核燃料物質が検出された廃材